

平成22年12月2日
株式会社みずほコーポレート銀行

株式会社オリエントコーポレーションの 「定款の一部変更に関するお知らせ」に係る対応について

株式会社みずほコーポレート銀行（取締役頭取 佐藤 康博）は、株式会社オリエントコーポレーション（取締役社長 西田 宜正、以下「オリコ」）が発表した平成22年12月2日付「定款の一部変更に関するお知らせ」に対して、下記のとおり対応することをお知らせします。

記

○対応の内容

当行が保有するオリコ発行の第一回 I 種優先株式（額面金額 1,400 億円）について、以下の条件変更に応じる方針。

- ・ オリコが I 種優先株式を取得し、これと引換えに定款に定める条件により算出される数の普通株式を交付することをオリコに対して請求することができる権利（取得請求権）を解除すること
- ・ 当該権利の行使期間終了後の普通株式を対価とする一斉取得を行わないこと
- ・ 平成29年8月1日以降の優先配当年率を増加させること
- ・ 強制償還することができる期間を無制限とすること

なお、平成22年9月22日付にて株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほ銀行、当行より公表しておりますとおり、引続きオリコとの業務連携強化に取り組んでいきます。

以 上

【関連公表資料】

株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほ銀行、
株式会社みずほコーポレート銀行

平成22年9月22日付「株式会社オリエントコーポレーションの持分法適用
関連会社化完了に関するお知らせ」

株式会社オリエントコーポレーション

平成22年12月2日付「定款の一部変更に関するお知らせ」

http://www.orico.co.jp/company/news/2010/ir_1202.pdf